



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2016 JUNE / 182号

★ 韓国の知財法改正 ★

韓国で立て続けに特許法と商標法の改正が行われています。

1. 特許法改正（2016年6月30日施行）

(1) 特許料等の返還（特許法 84 条 1 項 6～11 号の新設）

不服審判により拒絶査定が取り消されたとき、審判請求料（庁費用）の全額が返還されます。特許権を放棄した年の次の年以降の既納特許料が返還されます。

(2) 特許侵害および損害賠償額の立証緩和（特許法 132 条改正）

被告（侵害者）が営業秘密を含む資料だと主張しても、その資料が侵害の証明や損害額の算定に必要な場合は、その資料の提出を拒否する正当な理由として見ないことがあることを明記しました。

2. 商標法改正（2016年9月1日施行）

(1) 不使用取消審判請求時の利害関係要件の廃止及び取消効力発生時期の変更

改正法では、日本商標法と同様に「何人でも」請求が可能となります。また、取消の効力は審判請求日に遡及して発生することになります。（日本商標法では取消審決確定後に発生します。）

(2) 商標不登録事由の判断時点の変更

現行韓国商標法では、判断時は出願時ですが、改正法では日本商標法と同様に、査定時に変更されます。

(3) 商標権消滅後1年間の出願禁止規定の廃止

現行韓国商標法では登録商標の失効後1年間は他人の登録を排除していますが、この規定が廃止されます。（日本商標法と同様です。）

3. 特許法改正（2017年4月頃施行予定）

(1) 特許出願審査請求期間の短縮

特許出願日から「5年以内」が「3年以内」に短縮されます。改正法施行以後の出願に適用されます。

(2) 特許取消申請制度の導入

特許権の設定登録日から6か月以内に何人もその特許が新規性・進歩性を欠如していることを理由に特許審判院に特許取消を申請することができます。

(3) 審査官の職権再審査制度の導入

特許決定後でも設定登録前であれば、審査官は職権で決定を取り消し、再審査することができます。

(4) 特許権移転請求制度の導入

無権利者の特許に対して正当な権利者は、無効審決を受けた後に別途出願する以外にその特許権の移転を法院に直接請求することができます。

4. （参考）特許法改正（2015年7月28日施行済）

(1) 特許査定後の分割出願

日本特許法と同様に特許査定後でも分割出願が可能となっています。特許査定後に分割出願する場合は、設定登録料の納付前または登録料の納付と同時に分割出願しなければなりません。

(2) 新規性喪失例外主張補完

出願時だけでなく、事後主張（設定登録以前）も可能となっています。

それ以前の韓国改正法につきましては岡本特許ニュース第160号（インターネットで閲覧可）をご参照ください。